

日英同盟

——その成立過程と意義——

一 義和団事変及びその後における露国の 対滿進出

日清戦役後、日露の東洋における利害は漸次衝突に向いつつあった。殊に、露国は義和団事変が勃発するや、これを好機としてその極東政策を一段と積極化した。すなわち、露国は事変の鎮圧にあたり、各国と共に北京攻撃に参加したが、この機会に先ず関東州の軍事占領を實現し、以て滿洲支配の前提たらしめようとした。しかし、北京が陥落すると、露国は一九〇〇年八月、率先して「滿洲の秩序が恢復すれば、その占領地から軍隊を撤退する」と宣言し、表面中国に対しても好意あるかの如

植 田 捷 雄

き態度を示した。然るに、その実は虚偽の宣言であつて、北京から引揚げた軍隊はこれを滿洲に止め、その在滿兵数は一万二千名に達し、更に強力な艦隊を極東に派遣した。その口実は、事変中、中国が露領ブラゴヴェシチェンスク (Blagoveshensk) を砲撃したことであり、また東清鐵道の保護にもあつた。すなわち、ブラゴヴェシチェンスクは黒龍江沿岸の露国都市である。黒龍江は一八五八年の愛琿條約によって露清兩國の船舶に共同の航行権が与えられていたが、清国は義和団事變の勃発により、右の條約は失効したものと解釈し、一九〇〇年七月十四日、清国官兵が黒龍江航行の露国汽船に砲撃を加え、次いで翌十五日、ブラゴヴェシチェンスク市に対し

ても砲撃した事件がそれである。のみならず、九月には関東総督アレキシエフ (Eugeni Ivanovitch Alexiev) が奉天將軍増祺と条約を結び、これによって露国の満洲占領を確保しようとして、各国の注目するところとなった。ただ、この条約は批准に至らず、効力の発生を見なかった。一方、露国は各国が義和団事変解決のため北京政府との交渉に迫られている機会に乗じて、満洲における自らの權益拡張に努めることを怠らなかつた。右のアレキシエフ・増祺秘密協定もその現われの一つであるが、更に翌一九〇一年二月には露都において外務大臣ラムスドルフ (Vladimir Nikolaeivitch Ramsdorf) と中国公使楊儒との間に第二回の秘密協定が成立せんとし、その内容はこれが実現すれば、満洲に対する中国の領土権は喪失するに至るべきものであった。また同年十月にも、駐清公使レッサル (Pavel Mikhailovitch Lessar) と直隸總督李鴻章との間に露国の満洲における軍事勢力を確立しようとする秘密協定が三度結ばれようとしたが、幸いにも各国の抗議や中国政府部内の反対によってこれらはいずれも成功しなかつた。しかし、露国の野心はこれによってもとより挫折せず、ますます満洲支配の意図を露

骨に示し、遂にその鋒先は再び朝鮮の上にも延び、茲に日本との利害の衝突の外やむなき状態となって来た。

唯、当時、露国の内情は必ずしも満洲占領の一途に集中されていたともいえない。外務大臣ラムスドルフ (Vladimir Nikolaeivitch Ramsdorf)、大蔵大臣ウキッテ (Sergei Iulievitch Witte)、東清鉄道関係者、外省出先官憲等はむしろ平和主義を抱き、軍隊の満洲撤退によって清国との親善を図ろうとした。しかし、これに対し陸軍大臣クロバトキン (Alexei Nikolaeivitch Kurapatkin) その他在満軍人は満洲占領の継続を主張し、理由の如何を問わず、この機会を利用して満洲の支配を確立すべきだと唱えてやまなかつた。この間にあって皇帝ニコラス二世 (Alexandroivitch Nicolas II) は優柔にしてその裁断に迷っていたが、次第に満洲占領の野心を深めるに至つた。それは、内においては周辺の事情、就中、退役軍人で当時政務顧問となつていたベゾブラゾフ (Alexander Mikhailovitch Bezobrazoff) のような無謀な野心家が東洋において一旗挙げようとし、宮中に入出して皇帝を頻りに煽動したことによるところ多く、外においては露国の興味を東方に向わしめ、以てヨーロッパの安全

を図ろうとする独逸皇帝ウヰルヘルム二世 (Friedrich Viktor Albert Wilhelm II) の政策に左右せられた結果ともいわれる。かくて、ウヰットは皇帝の側近から遠ざけられ、満洲占領の武断政策が採用せられるに至った。このように、露国が他国間の紛争を利用して自己の野心を遂行しようとするのは、その伝統的外交のようにも思われる。例えば、一八五八年の第一回英仏聯合戦役にあたって露国が黒龍江州を取り、一八六〇年の第二回英仏聯合戦役を利用して烏蘇里以東を奪った等はその著しい場合である。今回も義和団事変のため各国が清国政府と交渉を開いている機会に乗じて満洲の支配を狙ったもの以外ならないといえる。

しかし、露国の行動が露骨となるに従い、米英を始めその他の各国はもとよりこれを見逃すわけに行かなかつた。茲に、各国は諸種の形において対露抗議の態度を明らかにしたが、これを代表するものの一つは、一九〇〇年七月三日、義和団事変中における米国の関係各国に対する通牒である。これによれば、「米國の對華政策は中國の安全と平和とを圖り、中國の領土及び行政上の完全な統一を維持し、解決を求めんとするに在る」と述べて

いる。これが、当時、満洲に対する政治的野心を漸次現わしつつあった露国に主眼を置いたものであることはいうまでもない。同時に、この通牒は門戸開放の内容に「中國の領土保全」という新しい要素を加え、また門戸開放の適用地域を各国の勢力範囲内から中國の全土に拡大した点においても、一八九九年に米國國務長官ヘイ (John Hay) が唱えた最初の門戸開放に較べて注目すべきものがある。代表的事例の第二は英独協商の成立である。それは、義和団事変後、露國の満洲における侵略的態度がいよいよ活潑となるや、英國は營口貿易及び北京より満洲に至る鉄道について、独逸は山東省の一般的利益について脅威を感じるようになり、一九〇〇年十月十六日、兩國が露國を対象とする協商を結び、それぞれ自己の權益を擁護しようとしたものである。その内容は要するに「中國の河川及び沿岸に於ける諸港を凡ての國民の貿易及び各種の正當なる經濟的活動に自由に開放し、また兩國自ら中國の紛擾を利用して領土上の利益を獲得せざるのみならず、他國(即ち露國)をして獲得せしめない」というにある。兩國はこれを日、米、露、仏、澳、伊の各国に通告してその承認を求めた。日本はいう

までもなくこれに同意した。米国は、特に自らの提唱に係る門戸開放が始めて外国間の協定によって認められたのであるから、欣然これに賛成した。露国もまた表面承諾を与えたが、その実これを尊重する意思のなかったことは明らかである。

尚、日英同盟の成立と殆んど同時のことであるが、一九〇二年二月一日（日英同盟は一月三十日に調印、二月十二日に公表）、ジョン・ヘイの名を以て発せられた米国の対露警告は、前述の一九〇〇年の米国の通牒の延長でもあり、また警告の動機において露国の野心を窺うに足る材料として一言の必要がある。すなわち、義和団事変に乗じて満洲の経略を企てた露国は、自己の掣肘を目的として成立した英独協商後も、依然としてその方針を曲げず、或は清国官兵によってその北満国境を脅威されたとの理由により満洲の要地を占領し、或は清国との間に露清銀行設立の密約を結び、殊に「清国が露國及び露國の一會社に對し鑛山採掘、鐵道敷設その他あらゆる方法の工業的發展に關する排他的權利を讓步せんとする契約を締結しようとしてゐる」との風説が流れたことは米国の神経を痛く刺戟した。そこで、米国は「かかる行動は明

らかに清國が諸外國と結んだ條約に違反し、また清國の主權を侵略するのみならず、……米國が主張し清國に特殊利益を有する各國の承認した門戸開放の政策にも矛盾する」として強硬な対露警告を發した。この警告に現われた門戸開放の意義は、従来の門戸開放が貿易上或は航海上のそれであったのに対し、この警告においては更に工業的投資企業に關する排他的、独占的優先權の獲得にも反対するという新解釈が下された点において重要である。

二 日本の対策——日露協商か日英同盟か

以上の如く、露国の政策は義和団事変後頃に積極化し、満洲の軍事占領から漸次朝鮮にその勢力を及ぼそうとする傾向を示して來た。かかる析柄、一九〇一年六月二日、第一次桂内閣が成立した。従つて、桂内閣成立の当初から重大問題となつたのは、このような露國の南下政策に對して如何に對処すべきかであつた。然るに、當時の日本としては未だ軍備完成せず、獨力を以て露國に對抗することは不可能であつたため、残るところは次の二者択一より外なかつた。その一は日本が朝鮮における

優越的地位を維持し、その代りに露国の満洲における經營の自由を認めようとする意図を打開け、以て日露協定への途を求めることである。これが滿韓交換主義或は日露協商論として唱えられたところである。その二は露国の朝鮮侵略が避くべからざるものである以上、実力を以てこれを防ぐより外なしとし、これがためには当時極東において利害を同じうする英国と協力して当るべきだとする議論である。これがすなわち、日英同盟論である。

伊藤博文、井上馨、陸奥宗光、谷干城、尾崎行雄、栗野慎一郎等は日露協商論に属し、山縣有朋（最初は日露協商論）、桂太郎、加藤高明、青木周藏、林董、小村壽太郎、福澤諭吉等は日英同盟論を主張した。

元來、露国は三国干渉によって遼東半島を租借して以來、その勢威を極東に張り、朝鮮把握の機会を狙っていたので、日本はこれを緩和せしめる目的を以て、既に三回にわたる日露協商を結んでいたのである。第一回は一八九六年五月十四日の小村・ウェーバー覚書である。これは一八九五年十月八日の閔妃殺害事件の結果、朝鮮王は露国公使館に退避し、韓廷から朴泳孝、金宏集等の親日派が一掃され、親露排日の空氣が強くなったので、時

の駐韓公使小村壽太郎がこれを憂慮して露国公使ウェーバー (Karl Ivanovitch Waber) と交渉を開き、朝鮮王を王宮に還御せしめ、温厚なる人物を以て内閣を組織せしめる旨を協定したものである。閔妃殺害事件 (乙未政變) とは、予て谷干城等と共に北守南進論を唱えて伊藤博文や井上馨等の退嬰的對韓政策に不満を持っていた三浦梧樓 (樞密顧問官、陸軍中將、觀樹將軍) が駐韓公使となるや、彼は韓廷における閔氏と大院君との内紛を利用し、大院君を擁する日本人壯士が宮廷に闖入して閔妃を殺害するのを黙許した事件である。とにかく、日本は朝鮮の獨立維持のため、國運を培って日清戦役を起し、漸く一八九五年四月の下関条約によってその目的を達したにも拘らず、早くも一年ならずしてこの事件を契機に、朝鮮の内政に関して露国と協調するの己むなきに至ったのである。第二回は一八九六年六月九日の山縣・ロバノフ議定書である。小村・ウェーバー覚書の線を更に強化したものであって、元老山縣有朋が露国皇帝の戴冠式に参列した機会に、モスクワにおいて露国外相ロバノフ (Alexei Borisovitch Lobanov-Rostovsky) との間に朝鮮問題を討議し、朝鮮の財政、軍隊、警察、電信に関する日露の

協調を約したものである。第三回は一八九八年四月の西・ローゼン協定である。これは、右の山縣・ロバノフ議定書第四条に基いて、外相西徳二郎と駐日露国公使ローゼン(Roman Romanovitch Rosen)との間に結ばれ、その内容は要するに日露兩國の朝鮮内政に対する不干涉を約束したものである。以上、朝鮮をめぐる日露協商の動きは、帰するところ朝鮮の内政改革を主要原因のひととして起こした日清戦役の目的を根底より覆すのみならず、強大且つ野心に満ちた露国と朝鮮において日本が対決を迫まられる危機に導くものであったといわざるを得ない。現に、一八九九年春には、露国は対滿經營の發展に伴い、既に朝鮮の馬山浦に土地を買収して海軍根拠地を建設しようとし、これ等の協商を空文化せしめる勢いを示した。而も、一般国民は未だかかる危機の到来を自覚せず、更に政府当局における日露協商論にもなお深きものがあって、俄かにこれを一転せしめることは困難であった。

日本における日露協商論は既に日清媾和談判の当時からあったといえる。それは、かねてから駐日露国公使館附武官ヴォーガク將軍(General Wogack)と親密な関係

があり、彼の言に信頼を置いていた山縣有朋の口から出たものである。山縣は日清媾和の条件が英露兩國に洩れたことを聞き、その影響を懸念して一八九五年四月五日、陸奥外相に次の如き意見書を送り、以て日露協商の必要を明らかにした。

昨日來講和談判之條件歐洲に傳播せしより、露國政府の意思甚不良之兆を顯し、到底我國之要求に大なる障碍を與へんとするもの如し。英國政府の意嚮は、未だ傳聞せざるも、必ずや多少之難題を惹起し、其慣手段を以、此機に乗じ、利益を得んとするの權謀を試みるべし。然るときは、此二大強國は、此一事件に付而は、合縱連衡、我之要求に反對するは、明瞭なり。果して然らば、我國之不利之より大なるはなし。寧ろ此機會に投じ、斷然魯國と結合し、彼が將來西伯利亞地方に取る所之政策を談合し、其利害之關する點を熟慮し、其利益を交換する之外、他策なかるべし。……

〔公爵山縣有朋傳〕、下巻、一三二頁)

また、一八九四年から九五年にかけて、在韓公使として朝鮮の内政改革にあたった井上馨も、三国干渉に英国が独り参加しなかったのは、何等か他意ある結果である

うと疑い、或は日本の台湾割取に反対することを恐れ、その親露排英主義から

兎角最早於ニ東洋ニ獨行、國益ヲ計畫スルハ非常ニ難件ノミナラズ、勞而無_レ效之果ヲ來シ可_レ申候。一御工夫被_レ成候而、魯ト提携スル之方針ヲ密計候テハ如何。

是又一策歟と存候。(世外井上公傳、第四卷、五三五頁)

との書翰を一八九五年五月三日、陸奥外相宛に送り、同じく日露の協商を主張した。これ等の書翰を受けた陸奥も、未だ英露いずれとは明示しないが、原則として外国と協商することには賛成であり、いづれか歐洲の強国と提携して日本外交の一大転換を図るべき秋が到来したことを自覚していたようである。

一八九八年には、時の伊藤内閣が露国に向って日露協商の打診を試みたことがある。一九〇〇年春、義和団事変が將に起らんとする直前にも、駐露小村公使が極東における将来の平和のため、日露協商締結の必要を確信し、これを山縣内閣の青木外相に上申して、秘かに露国の意向を探ったこともある。このような日露提携論は、義和団事変が発生し、露国の対滿侵略が露骨となった後においてもなお主張せられていた。すなわち、当年の言

論の雄、島田三郎はこれを經濟的立場から論じて(『日本と露西亞』明治三十三年刊)

……我工業の産物は露領に供用せられ、年々増加するの勢力あるにあらずや。我漁父は露領に出稼し、我雜貨器具は露人と我出稼人に使用せられ、鹽の如き、鹹魚の如き、彼我有無を交換しつつあり。西比利亞の曠原人口を増し、鐵道を開くに至らば、我工商の市場を此一方に行はんこと、疑ふ可きに非ず、而して、儼として我利源の地たらんことは、吾人の信ずる所なり。吾人殊更に争端を露人に開き、以て彼我天然の福利を損せんとするは、抑何の擧ぞや。

と述べて、日露の離るべからざることを説いた。更に、伊藤博文もまた、露国の南侵が激しくなればなる程、日露協商の必要を認め、日露の協商によって露国の侵略を防ぎ、朝鮮だけは救わねばならぬとし、日英同盟の如きは実現性なきものと信じた。井上馨、谷干城等もこれと同様の意見である。伊藤は一九〇〇年九月、第四次内閣を組織するや、この主義に基いてその実現に努力した。

一方、露国においても、義和団事変によって日本軍の

優秀なことが明らかにされ、またこの頃英独協商が成立し、清国の擾乱を利用して領土的利益を獲得しようとする国に対しては、両国が共同してこれを排斥する旨を各国に通告して承認を求めたので、露国には日本に接近してこれに対抗しようとする動きがあった。露国外相ラムスドルフ (Vladimir Nikolavitch Lamsdorf) が駐日公使イズヴォルスキイ (Alexander Petrovitch Isvolsky) に対し、極東に関する日露協商の締結に努力すべき訓令を与えたといわれるのはその現われである。伊藤もまたこれに呼応して速かに日露の接近を実現せしめようとし、井上馨やその女婿都築馨六をしてイズヴォルスキイや露国公使館参事官バクレフスキイ (Puklevsky) との間に極秘にししばしば往復折衝せしめた。日露協商の交渉がこのようなに極秘を以て行なわれたのは、時の外相に親英派の加藤高明がいたからである。かくて、一九〇一年一月、露国から朝鮮を日露の共同保護の下に永久中立国たらしめようとする案を我国に提出するに至った。

三 日英同盟に傾く

以上のように日本の大勢が日露協商に傾いて行ったに

も拘らず、これが転換して遂に日英同盟の成立となったのは何故だろうか。抑々、日露協商論が有力に唱えられつつあった間においても、日英同盟論が全然主張せられなかったわけではない。既に三国干渉直後、駐公使青木周藏が朝鮮或は中国問題の決定について、独英との連合論を抱いていたことは、当時、彼の陸奥に宛てた書翰にも見られるが、かかる議論の中心人物は当時の外務次官林董であったといわれる。林はむしろ三国干渉後の形勢に鑑み、東洋の平和を維持するためには、英国と同盟するより外なしという主張であって、「福澤諭吉はこれを「外交の大方針を定むべし」と題して、一八九五年(明治二十八年)五月二十八日の『時事新報』に掲載した。次いで、林が駐清公使として赴任するや、「福澤は林の説を更に敷衍し、「日本と英國との同盟」という題目の下に、再び翌六月二十一日の『時事新報』に論説を掲げて日英同盟の必要を論じ、露国の南侵は日英両国の共通利害とするところであるから、その同盟は必ずや実現し得べきことを強調した。これは、日英同盟論が我が新聞紙上に発表せられた最初である。しかし、未だ実力を備えざる当時の日本においては、我の彼に与える何物もな

く、かくては日英同盟論の如き、全く架空の論に過ぎずとする反対も強かった。一八九六年(明治二十九年)八月、竹越三又の主宰する雑誌『世界の日本』に社説として掲げられた陸奥の論文「外交同盟の楔子」はこれを代表するものである。すなわち

日英同盟の如き其名甚だ美にして、時人が之より收めんと期望する結果決して少々ならず、然れども英國は、人の憂を憂いて之を助けんとする、ドン・キホーテにはあらず、同盟によりて日本の安全を保するを得ると同時に、英國もまた其安全を保するの擔保を日英同盟より得ざるべからず、若しこの擔保を與ふる能はずとせん乎、英國は決して同盟の與國たるものに非ざる也、知らず論者は、日本現今の國力、果して限りなき英國の防禦線に安全を與ふるの力ありと爲す乎、英國が日本に親好を表するは固より信ずべし、英國が何等かの手段によりて、東洋に於ける其位置を維持せざるべからざるは事實也、唯だ英國は日本の兵力は内は以て己を守るに餘りあれども、外に同盟軍を起して大陸に轉戦し、シंगाポール以外の海洋に艦隊を出すの力あるを信ぜず、而して此力なくんば日英同盟は無意義

也、……日英同盟は夢想のみ、虚榮のみ、畫餅のみ、かような次第で、日英同盟論は俄かに勢力を得るに至らなかつたが、この間、露國の対滿韓侵略が益々露骨となるに従い、日英同盟論者が漸次増えて来たことは当然の勢いである。同時に、英独の動きが明らかとなるに伴い、日英同盟論がよいよ力を得て来たことも事実である。すなわち、英國においても既に義和團事変以前から、一部識者の間には日英同盟が考えられていた。例えば、一八九八年、英國の商業會議所聯合会を代表して極東に來遊したベレスフォード卿(Lord Charles Beresford)の如きも、日本滞在中、殆んど日英同盟ともいふべき議論を提唱したことがある。また、独逸の膠州灣、露國の旅順大連租借に刺戟され、同年二月、英國植民大臣チェムバレン(Joseph Chamberlain)も駐英公使加藤高明と一夕晩餐を共にした際、英國は極東問題に關し、日本と提携する覚悟があると話したことがある。加藤は直ちにこれを大隈重信に電報したが、未だ正式に取上げられずして終った。然るに、日英同盟論の最も弱点とせられた日本軍備の無力は、日清戦役後、日本政府が清國からの償金によって陸軍を七箇師団より十三箇師団に、海軍を

五万噸より二十万噸に増加する計画を立て、議会在これに協賛を与えたことよって補われることになり、茲に同盟実現の可能性は著しく増大した。このことは勿論英国の見逃すところではなかった。のみならず、一方において前述の如く日露協商論が高唱せられつつあったことは著しく英国の神経を刺戟し、殊に義和団事変にあつて、日本の軍隊が列国の前にその規律ある実力を発揮したことは、英国をして極東において露国の兵力に対抗し得るものは独り日本のみとの感を抱かしめるに至り、その結果として英国における日英同盟論は漸く真劔味を帯びるようになった。

かくの如く、日英提携の機運は漸く熟しつつあったが、ここで是非述べて置かなければならぬのは、日英同盟の端緒が日英両国から出でずして、独逸の媒介に出でたということである。かねて、歐洲の外交界には一八九八年以来、英独同盟の交渉が開かれていたが、一九〇〇年、義和団事変後には、独逸に日英独三国同盟の締結論が有力に行われ出した。その主唱者は独逸皇帝ウヰルヘルム二世 (Wilhelm II) を始め、宰相ビュロー (von Bülow)、外務省政務局長ホルシュタイン (von Holstein)

等である。それは、一九〇一年に独逸皇帝がロンドンに赴いた際、新帝エドワード七世 (Edward VII) に対して「日本は極東において優越した海軍を有するが故に、日本を獨逸及び英國に結びつけて置くことが必要である」と力説したことによつても分る。そこで、独逸宰相ビュローは駐英独逸臨時大使エックカードシュタイン (Baron von Herman Eckardstein) にその旨を秘かに伝え、英國外相ランスタウン (Henry Charles Keith Lansdowne) 及び駐英日本公使林董に対して日英の接近について奔走せしめた。これは一九〇一年三、四月のことである。元来、エックカードシュタインは常に独帝の側近に侍し、独帝の信頼厚く、帝の消息に通じていたものであり、且つ彼の妻は英國富豪の娘であり、彼は莫大な財産を所持していたので英國外交界において縦横の活躍をなすに事欠かず、これ等の事情によつて彼は帝自らの指定に基き英國大使館参事官に任命せられたもので、従つて彼が赴任にあたり、帝から直接に日英独三国同盟の意を受けていたことは想像に難くない。林公使はエックカードシュタインの懇慫に基き、これを本国政府に報告すると共に、同年四月十七日、ランスタウンと会見して英國の意向を探

ったところ、英国もまた敢えて反対の意思なきことが察せられた。エッカードシュタインは更に五月十一日、英国政府に対して若し日英同盟が成立しなければ、日本は日露協商に傾くであろうと述べて同盟の促進に努めている。以上によって見られる通り、日英同盟交渉の口火を切ったものは明らかに独逸であるといわなければならぬ。而も、結果において英独同盟は流産し、成立したのは日英同盟そのものである。

然らば、独逸は何故自ら進んで日英同盟仲介の役を買って出たか。曾つては、露国を唆して敢えて三国干渉を行わしめた独逸が、今や日英同盟を幹施するに至った動機としては、露国の勢力を出来るだけ極東に釘づけ、以て歐洲から遠ざけようとする伝統政策を挙げなければならぬ。独逸は、最初、義和団事変の前頃から漸次親密の度を加えて来た日英關係を妨害するため、英独同盟を拡大して日英独三国同盟とし、自らその中に割込もうとしたが、中途にしてこれを棄て、専ら日英同盟の成立によって次の目的を達しようとした。すなわち、それは露国を牽制することによって露仏同盟の勢力を脆弱ならしめ、独逸の宿敵仏国を孤立に陥れようとするにあった。

これは、嚮にビスマークの外交もまた狙ったところである。換言すれば、独逸は日英同盟の成立によって露国の関心を歐洲から極東に向わしめると共に、英国が露仏同盟に近寄ることを完全に不可能ならしめ、また日本の背後に英国を配置することによって日本に露国に対抗する力を与え、以て日露相戦わしめ、露仏同盟の弱体化を企図したものに外ならない。

かくて、日英同盟の空気はますます濃厚となった。就中、永年日露協商論を堅持して来た元老山縣有朋さえ、その主義を換え、日英同盟の必要を認めるに至ったことは、日英同盟論者に大きな力を与えた。一九〇一年四月二十四日、山縣が伊藤首相に送った書翰において、日露衝突の必至を伝え、「此の衝突を避け、戦争を未然に防ぐの策は、唯だ他の與國の聲援に藉りて、彼の南下を抑制するに在り、今回同盟の計畫あるは、恰も我に好機を與ふるものなり、宜く速に英の意を探り、進んで獨に議し盟約の成立を圖るべし」と述べたのがそれである。次いで、伊藤内閣は国内の財政問題にぶつかって倒れ、同年六月二日、桂太郎が内閣を組織し、日英同盟の交渉を引継ぐことになったが、七月十五日には、桂総理

に対して駐英公使林董から英国の内情についての報告があった。これによれば、エドワード七世を始めソルスベリー (Lord Salisbury) 首相、ランスタウン (Lansdowne) 外相、当時賜暇帰国中のマクドナルド (Sir Claud MacDonald) 駐日公使等はいずれも日英同盟に賛成であり、特にソルスベリーの如きは日英の攻守同盟を結ぼうとする強い意見を抱いていると報じ、これに対する日本政府の決意を促して来た。桂もまた

露の政策は獨り滿洲の占領を以て最後となすものにならず、滿洲手に入らば、韓國に其の手を伸すは必然のことにて、結局我をして手を出さず餘地ならしむる迄は其侵略を中止せざるべし……之に反し英は彼れが利益の點に於て我れと親善を計るものにして、領土的欲望を有するものに非ざるは……信じて疑なし、唯、我れを利用して露の極東進入に抗せしめんとするは、彼の政策の第一なり、殊に……當今亞非利加の亂あり、彼に餘地なきの時に於て最も然りとす、右の理由なるが故に、……先づ彼の要求に應ずるに我れは充分の請求を以てするの決心を取る。(公爵桂太郎傳、乾卷、一〇五六—一〇五七頁)

との考えの下に、八月四日、葉山の別荘において伊藤と相談の結果、日英同盟に関する対英回答案を作製した。桂は翌五日、山縣、井上、西郷、大山、松方等の諸元老を官邸に招集して該案を報告し、以てその賛成を得た。ここにおいて、政府の態度は一決し、先ず會禰臨時外相をして林駐英公使に

一、政府は英國政府の同盟提議に對して主義上賛成なること

一、英國政府が提議の性質及び範圍について一層明白にするならば、政府においてもこれに對して欣然意見を陳べること

一、露國が滿洲に關する現存條約を超えて主權を擴張するが如きは、韓國の獨立を危うするものであるから、日本にとつては不安の原因たること

一、かかる主權の擴張または北支における領土上、商工業上の利益獨占は、日英兩國の支持する門戶開放、領土保全の主義と相容れないこと

の諸方針の下に英國政府と折衝に入るべきことを訓令した。その後、九月、小村壽太郎が北京から帰国して外務大臣に就任するや、十月八日、小村外相は改めて林公

使に對し「日英同盟の一件に關して、英國政府と公式に意見を交換する權能を貴官に授與する」との公電を發し、日英同盟はいよいよ公式交渉の段階に入った。

四 日英同盟交渉の経過

林駐英公使は以上の訓令に基き、一九〇一年十月下旬から、公式の資格を以て英國政府と日英同盟の交渉を開いた。

しかし、ここで一言して置きたいのは、英國が従來のいわゆる「名譽ある孤立」の伝統政策を破って日本との同盟を決意するに至ったのは何故かである。それには凡そ次のような理由があつたものと考えられる。

(一) 英國の中國政策。英國は本來、その貿易上の立場から中國市場の門戸開放を支持していた。これによつて、中國市場がすべての各國に對して公正、平等に開放せられることを望んでいた。この立場が會つて米國をして門戸開放を唱えさせた裏面的動機にもなることは明らかである。

(二) 露國南下政策の脅威。既に英國は一八九九年四月二十八日のスコット(Sir Charles S. Scott)——ムラヴ

イェフ(Count Mouravieff)協定により、揚子江流域における自國の地位を認めさせる代りに、露國の滿洲における權益を認め、また事實上露僑の支配下にある白耳義シンヂケートは、京漢鐵道(北京—漢口間)の敷設權を獲得していたが、義和團事變後はますますこの傾向を増大し、かかる露國の南下政策は遂にインドの存在をさえ脅す可能性が強くなった。然るに、當時の英國はアフリカの分割に忙しく、南阿戰爭(一八九九年—一九〇二年)に力を奪われていた際であるから、中國において露國の南下に對抗する余力を持たなかつた。

(三) 英國の對露牽制策。かくて、英國は単独で露國に對抗する自信がなかつたので、他國との協力によつてこれを達しようとした。すなわち、先ず独逸との同盟を結ぼうとしたが、独逸は後に述べるような理由により漸次同盟から遠ざかつて行つた。また仏國は露國との同盟國であり、米國はその伝統政策から歐洲の國家と同盟を締結する見込はない。そこで、最後に取り上げられたのが日本との同盟である。一方、日本においても露國の南下に對して朝鮮問題をめぐり脅威を感じていたことは英國以上である。而も、日本が同盟の相手國を獨僑に求め

ることは、三国干渉以来の国民感情もあり、到底出来ることではない。米国は日本に対して好意を寄せてはいるが、日本と同盟して露国を牽制する程の積極的意思は持たない。結局、露国の南下に対して極東における權益保持のため、単独では対抗出来ないという共通利益に立つ日英両国が提携するに至ったのが日英同盟であるというべきであろう。

さて、以上のような日英両国の意図を背景に、林公使は英国外相ランスタウンを相手に交渉を開始した。この際、林は同盟に関する日本政府の構想を伝えたが、その要領は次の如きものである。

(一) 朝鮮問題。日本にとって朝鮮から露国の勢力を退けることは死活の重大問題である。故に、日本は一八九八年の日露協商によって日本に与えられた特権を保持することを主張し、これによって露国が朝鮮において優越権を獲得しようとする行動を除去しようと欲する。このために日本は英国の支持を求める。

(二) 中国問題。日本の政策は中国における領土保全と門戸開放の維持を目的とするものであって、この点においては、英国の政策と全く一致する。

(三) 攻守同盟。若し同盟国の一方が本同盟の目的を防護するために、第三国と交戦する場合には、他の一方は中立を守るが、一国以上の外国と交戦する場合には、他の一方は全力を挙げてその同盟国を支持する。

尚、ランスタウンはこれに対して右の日本案を英国閣内における協議の基礎となすことを約束すると共に、(一) 同盟成立後、日英両国は極東問題について相互に連絡し、他国と更に特別の条約を結ばぬようにすること及び(二) 独逸の同盟加入は日英同盟成立後にしたいことを附言した。英国政府は日本案について検討を加えた結果、ランスタウンは十一月六日、英国案を林公使に手交した。案の骨子は朝鮮が他国によって併合せられることを防ぎ、中国の独立、領土保全、商工業上の機会均等を保持しようとするものであり、全文五カ条からなっていた。林はこれを直ちに本国政府へ電送したが、十一月十三日に林が受取った訓電には、意外にも「政府の確定意見は近く電報するが、その間に巴里にいる伊藤を訪い、従來の往復電報をすべて示し、英國案について伊藤の支持を得るよう努めよ」とあった。日英同盟の交渉が着々として進みつつあった際に、何故伊藤博文が俄かに

歐洲に現われたか、何故伊藤の意見を仰がねばならぬか、林は大いに驚いた。これについては、特に説明の必要がある。

当時、伊藤は野に下り政友会総裁の地位にあったが、偶々、米国のエール大学が創立二百年の記念祝典にあり、伊藤に名誉法学博士の学位を授与することになったので、これを機会に外遊の途に上ろうとした。ところが、これを聞いた井上馨はかねてからの日露協商論を伊藤によって強化せしめる好機なりと考え、伊藤に勧め、この際歐洲にも渡り、露都を訪問して露国当局と懇談し、日露の紛議を一掃すべき協定の基礎を固めることを以てした。伊藤もまた日英同盟にあまり期待を置かず、むしろ日露協商の成立を望んでいたのだから、もとより井上の意見を受け入れ、露国との交渉によって国家のため最後の奉公をなそうと決意した。伊藤から露都行について相談を受けた桂首相としては、内心これを喜んだわけでもなかったが、伊藤がよりよき日露協商の基礎を求めようとするに敢えて反対も出来ず、また一面外遊によって日英同盟反対の伊藤を暫らく遠ざけようとする心組もあったと伝えられ、とにかく個人の資格

においてならばとして伊藤の露都行を阻止しなかった。

桂は後になって「伊藤は日露協商の意圖を秘し、外遊出發前、何等の内議なく、中途から日露協商の議を提出し、日英同盟に代えんとした」として伊藤を非難しているが、伊藤は前述の如く露都行を桂に諮っているのである、必ずしもそうとはいえない。要するに、伊藤も日英同盟を全然否定するものではなく、彼の真意は日英同盟がそんなに早く進行するとは思わず、先ず日露協商を試み、若し失敗すれば日英同盟の交渉に当らうとし、日露協商を主、日英同盟を従とする主張を抱いていたものと見られる。これに対し、桂は日英同盟こそ我に利ありと信じ、先ず日英同盟の締結に努力しなければならぬと論じ、日英同盟に抵触しない範囲内においては日露協商を成立せしむるも差支えなしという考えであり、いわば、日英同盟を主とし、日露協商を従とするものであった。ここに、伊藤と桂の意見に根本的対立があったが、遂にその疎通を得ずして伊藤は出発してしまったのである。

一九〇一年（明治三十四年）九月十八日、伊藤は井上の女婿、都築馨六を随えて横浜を出帆し、米国を経て歐洲に渡り、十一月十三日、パリに到着した。林公使が前述

の如く桂の訓電を受けて翌十四日、パリに来て伊藤に交渉の経過を委細報告したのはこの時のことである。これによって林も驚いたが伊藤も当惑した。伊藤は右の通り日露協商先決論者であり、日英同盟は従として考えており、且つまた日英同盟がかくも迅速に運ぶとは到底想像し得なかつたからである。そこで、伊藤は直ちに桂に電報し、「日英同盟案については細目に疑義がある。自分とはとにかく露都に行つて意見を交換するが、政府はこの間に細目を研究し、最後の斷案を下すことは暫らく猶豫されたい」と希望した。しかし、桂は「日英交渉は今や余程進捗し、重大な理由がなければ、その回答を遷延することは許されない」と返電して暗に露都行の無意味なることを示した。林も日英交渉が公式に進みつつある際に、日本の最高元老ともいふべき伊藤が日露協商の目的を以て露都を訪問することは、英国に大きな影響を与え、折衝上甚しく迷惑を感じた。而も、伊藤との会見の際、伊藤は「桂は特に日英同盟を重要視する模様も見えなかつた」とさえ述べたので、林は政府の態度を疑い、早速その真意を質した。しかし、小村外相はこれに答えて、「伊藤は何等の官命を帯びず、全然自己の責任に於

いて行動するに過ぎず、政府は未だ曾つて從來の政策を變更する決意を抱いたことなく、從來の方針通り交渉を進められたい」と訓令した。林はそこで伊藤に対しても二重外交の危険を警告し、「露都に於いては單なる意見の交換に止め、日英同盟の精神に矛盾するような談話は避けられたい」と希望した。一方、英国政府も伊藤が米國から仏國に直行し、パリ滞在中も英國を訪問せず、酷寒を冒して露都に向わんとしたのであるから、伊藤の行動に対して深い疑惑の念を抱いた。林はパリにおいて伊藤に日英交渉の経過を報告し、十九日帰英して翌二十日、ランスダウン及びバーチー(Sir F. Barch)外務次官と会見したが、彼等は林に対して日本の回答期日を問うと共に、若し日本が同盟談判がこのように進んでいる際、露國と何等かの協定を結ぶようなことがあれば、英國としては甚しく不愉快に感ずるところであると伝えた。これに対し、林は日英同盟の締結が日本の外交上極めて重大な問題である以上、慎重を期するため、回答が多少遅れることの已むを得ない事情を答え、且つ伊藤の露都行は全く私的性質に過ぎず、何等露國と協定を結ぶ権限なきことを説明して釈明に努めたが、なお彼等をし

て十分納得せしめることが出来なかつた。

かくて、伊藤は十一月二十六日、都築馨六を伴って露都に到着した。十一月二十八日には露帝ニコラス二世(Nicholas II)は特に伊藤に拜謁を仰付けられ、「朕が信ずる所によれば、兩國の協和は決して出来得べからざることではない」との勅語を賜った。伊藤はこれに感激し、日露協商の可能を確信した。爾來、伊藤は外相ラムストルフ(Count Lamstorf)及び蔵相ウキッテ(M. de Witte)としばしば会見し、十二月四日に至って「個人の意見」と断りながら、彼の日露協商私案をラムストルフに提出した。それは要するに、朝鮮の獨立に対する日露兩國による相互保証、朝鮮における日本の政治上、工業上及び商業上の自由行動、朝鮮における事変に対する日本の必要なる軍事的援助、朝鮮政府に対する日本の排他的助言及び援助を露国が承認すれば、日本は満洲において露国のため相当の譲歩をしても差支えないというものであった。ウキッテはこれに強く反対しなかつたが、ラムストルフを始め露国の大勢は、かくては露国が朝鮮から完全に退去することになると同意しなかつた。然るに、伊藤は露国の対案を受取るに先立ち露都を去って

ベルリンに向つた。のみならず、伊藤は此の際日本が満洲について或程度の譲歩をすれば、日露協商は必ず実現すると確信し、日英同盟成立後においてはその可能性なしと考へた。そこで、伊藤は十二月六日、ベルリンから桂に対して日露協商の締結と日英同盟の延期を電請した。しかし、桂並に小村の内心は、露国が示す好意は日英交渉を牽制せんがための単なる表面的甘言に過ぎず、到底満足なる協定を結ぶ誠意はないものと信じ、たとえ協定を結んでも、これがためには我国は満洲において相当の譲歩を許さなければならず、それは清国の主權を毀損する虞れがあり、我国の従来唱えて來た主義にも反するものとして、伊藤の提案には賛成出来なかつた。のみならず、伊藤の露都行は前述の如く英国に多大の猜疑の念を与へたが、それは却つて英国をして日本が露国に走ることを恐れしむる結果となり、日英交渉が急速に進展する動力となつたことは注目すべきである。

宛も、日本政府においては、かかる形勢に促されて十一月下旬以来、英国案に対する修正案の審議を重ねていたが、閣議において政府の成案を得たので、いよいよ十二月七日、葉山の長雲閣で元老會議を開き、これに成案

を提出して日英同盟と日露協商との利害得失について元老の意見を聴取した。当日出席したのは山縣有朋、井上馨、大山巖、松方正義の各元老及び柱太郎首相、小村壽太郎外相、山本権兵衛海相であった。井上を除く他の諸元老は日英同盟の締結に賛成し、政府の修正案に同意した。しかし、井上はかねてから伊藤と深く相結び、伊藤の外遊後も電報を以て連絡し、相互に日英同盟の成立よりも日露協商の実現に努力しつつあったので、この時も俄かに同調しなかったが、会議の空気が察して日英同盟の方向は最早覆し得ないことを悟ったので、遂に彼もまた多数説に屈従するに至った。

かくて、閣議及び元老会議の態度は日英同盟の一線に決定した。然るに、その翌日すなわち十二月八日、伊藤がベルリンから発した前記十二月六日附の電報が到着した。その内容は既に決定を見た閣議及び元老会議の意向と相容れないものであったが、桂首相及び小村外相は十二月九日、これを上奏した。陛下は元老に再議を命ぜられたが、元老は前議に変わりなきことを覆奏したので、十二月十日、速かに日英同盟を締結せよとの聖断が下された。茲において、小村外相は林公使に、桂首相は伊藤に

それぞれ日英同盟について陛下の裁可を得た経過を電報した。伊藤もここに至っては対露交渉を打切らざるを得ず、ベルリンよりの帰途ロンドンに立寄った伊藤は、一九〇二年一月二日及び六日の二回にわたり、ランスタウンを訪問して、彼の試みた対露交渉は単に個人の資格において行つた意見の交換に過ぎず、日英同盟の精神に抵触するものではないことを述べ、ひたすら諒解を求めるために努めた。而して、林公使がランスタウンに日本の修正案を正式に手交したのは、これに先立つ前年十二月十二日のことである。

かくして、日英交渉は急速に進み、その後英国側から更に修正案が提出せられたが、一月二十八日、同盟草案に対する両国全権の審議が完了し、一月三十日、英国外務省において日英同盟条約に対する調印を終つた。

五 日英同盟条約の内容

日英同盟条約は六箇条から成り、前文において本同盟の目的を次の如く明らかにしている。

日本國政府及大不列顛國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝

國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ而して、第一条から第六条に至る各条の内容は、要するに、

(一) 日英兩國は清國及び韓國の獨立を承認する。且つ英國は清國において、日本は清國及び韓國において、それぞれ特殊利益(日本の場合は、特に韓國における政治上並に商業上及び工業上の利益)を有するから、第三國によつてこれ等の特殊利益が侵略せられた場合には、兩締約國はこれを擁護するために、必要な措置を執る(條二)。

(二) 日英兩國のいづれか一が、第一條における利益を防護するため、第三國と戦端を開いた場合には、他の締約國は嚴正中立を守る(條三)。

(三) 若し第二條の場合において、更に他の一國または數國が締約國に對する交戦に参加する時は、他の締約國は來つて援助を與え、協同して戦闘に當る(條三)。

(四) 兩締約國は相互に協議せずして第三國と右の利益を害すべき別約を結ばない(條四)。

(五) 日本或は英國において、右の利益が危機に瀕し

たと認める場合は、兩國政府は相互にこれを通告する(條五)。

(六) 本同盟の有効期間は五カ年とする(條六)。

条約面に現われたところは、大体以上に尽きるが、實際においては、条約の内容について更に説明すべきいくつかの問題が起つた。すなわち、

(一) 日英兩國が極東において常置すべき海軍力の問題である。当時、極東における各国の平時海軍力は、日本二十万噸、英國十七万噸、計三十七万噸、露國十二万噸、仏國八万噸、計二十万噸で、日英同盟の勢力は露仏に對して遜色はなかつたが、同盟成立の暁には英國がその極東艦隊を減少しようとする意向が見られ、これに加えて露國がその勢力を増大するような場合には、脅威を感ずる恐れがあるので、日本はこれを予め防禦するため、別約として

兩締約國は極東に於いて最大の海軍を有する別國の海軍力に對して優勢なる海軍を常に極東に維持するに努むべし

という一項を協定すべきだとする案を提出した。しかし、英國は独り極東のみならず全世界における海軍力配

置の問題があり、従ってかかる制約を受けることを好まなかつたので、次の如き書翰を同盟条約成立と同時に相互に交換することによって妥協した。

英國(日本) 政府は兩締約國の海軍力は平時能う限り相協調して行動すべきことを承認し、且つ一方の港灣は他の一方の艦艇に對し修理、採炭その他に就て互に便宜を供與すべきことを約す。

(二) 韓国における日本の特殊利益の問題。この点については、ランスタウン外相は林公使との交渉にあたり、「日本は事實上、韓国において自由行動をとることになり、その結果露國との衝突となり、遂に列國間の戦争に立到る虞れはないか」、或は「日本が韓国においてとる措置を、あらかじめ英國と協議することにしてはどうか」、或は「この同盟においては、英國の得る所少くして日本に與える所が多いとの批評が起る恐れがある。現に英國が揚子江流域に有する利益は日本の韓国における利益ほど大きくない」と繰返し述べているが、林公使はかかる懸念の絶対ないことを努めて説明し、漸く目的を達したのが同盟条約第一条の規定である。

(三) 条約適用地域の問題。英國側にはランスタウン

外相やチェムバレン植民相の意見として「日本が韓国において有する利益は非常に大きく、英國が揚子江流域において有する利益はこれに比すれば小さいから、同盟によつて受ける兩國の利益には不均衡がある。故に、同盟の適用地域を擴張して、英國のインドにおける利益の擁護にもこれを及ぼすことにしたい」との主張が強く、条約適用地域の擴張を提議して来た。しかし、日本はこれに對して「英國の揚子江流域における利益は、日本の韓国における利益に比して決して優るとも劣らない。揚子江方面における秩序の維持については、日本の協力に俟つところ大であり、従つて英國の受ける利益は日本より小さいとはいえない。本來、同盟の根本目的は日英の清韓兩國における利益の擁護にある。今俄かにこれをインドに擴張することは同盟の目的を超えるのみならず、各國の疑惑を招く虞れがある。また、インド、海峽植民地、シヤムを同盟の適用地域に入れるならば、日本の義務は到底負擔し得ないものとなる」と論じて英國の提案を拒否した。然るに、一方、英國の敵視する露國は極東における利権擴張に熱中し、当分中央アジアに進出する恐れはあるまいとの観測が英國において有力に行なわれ

出し、結局、英国は日本の主張に譲歩し、同盟の適用は極東以外に及ばぬこととなった。

(四) 条約の公表問題。英国は最初、条約を公表する意思を持っていなかったが、日本は「本同盟は特定の國家を敵國に假想したものではなく、その目的は從來各國が聲明した清國に關する領土保全、門戶開放政策と一致するものであるから、これを公表しても何等差支えなきのみならず、これによつて各國の疑惑を避ける利益がある」としてその公表を提議した結果、英国もこれに同意するに至った。かくて、一九〇二年一月三十日に調印を終った後、二月十一日に日英兩國政府はそれぞれ全文を公表した。

六 独逸及び露國の日英同盟に対する態度

最初、独逸が日英同盟の媒介者であったことは前述の通りである。然るに、日英同盟の交渉がいよいよ軌道に乗った頃から、独逸は次第に表面から去り、同盟成立の頃には全く關係を絶ち、英独同盟の成行も何時の間にか立消えの有様となった。独逸のかかる奇怪な態度は如何なる動機に出でたものか、これについて石井菊次郎はそ

の『外交餘録』(五一—五二頁)において、独逸自らの策謀に出でるものであるとして次のように書いている。

之を要するに、獨逸は歐洲に覇權を握るため露國の兵力を去勢するの必要があつた。露國兵力を去勢する方法は、彼を東洋に押し送つて日本と事を構へしむるに在つた。日露の取組を見るためには、日本に同盟國を與ふるを捷徑とした。日本に與ふべき同盟國としては英吉利を以て最適役とするが、英をして其傳統政策を捨てて、日本と結ばしむるには獨逸自ら同盟に参加するの意向を示さなくてはならなかつた。所で、日獨英の三國同盟が實現すれば、露西亞は引込むで日露取組は畫餅となるであらう。故に獨逸は初めに同盟に参加するの風を裝ふて日英を誘き出し、同盟談判進行中に適當の時機を見斗らい、之より脱逃するより外に策はないと見た。斯くしてカイゼルの陰謀一々圖に當り美事に成功したのであつた。

いささか穿ち過ぎた感もなき能わぬが、とにかく一つの見解たるを失わない。現に、ビューロー (von Bismarck) は独逸議會において英国の陸軍及び植民政策を攻撃する演説を試み、これがため英国の反独空氣が俄かに昂つた

事実もある。しかし、反面、英国側においても日英同盟交渉中から漸次独逸を敬遠する態度をとるようになったことも見逃せない。林公使が独逸の同盟加入問題を持ち出した時、ランスダウンは「獨逸の極東における利益は日英ほど大きくない。日英同盟が成立した後、同盟の範圍と性質に照して加入問題を考慮しても遅くはない」と答えて、あまり乗気になっていない。また、林公使が「日英同盟の成立前に、交渉の経過を獨逸に通告しては如何」と意見を述べたのに対し、ランスダウンは「獨逸は極東における利益が日英ほど大きくないことを承知しているから、成立前にこれを通告しなくても不満を抱くまい。のみならず却つて獨逸に利用せられる恐れがある」としてこれに反対した。次いで林公使は日本政府の意見として「英國は日本に比して世界の各方面において、獨逸と重大な利害關係を持つものであるから、獨逸の加盟を誘うか否かは一つに英國政府の意向に任す」とを伝えたところ、ランスダウンは頗る満足したといわれる。その後、「獨逸の不满を避け、また獨逸の態度を探ぐるため、適當の機會に同盟條約案を獨逸に内報する」こととなり、且つこれを実行したが、結局、獨逸の

同盟加入は日英側から何等勧告されなかった。これ等によつて見られる通り、英獨關係の悪化から同盟成立の頃には英国側においても獨逸の加入を歓迎しなかったことが分る。しかし、獨逸にとっては、日英同盟の成立はその策図に當つたものといふべきか、同盟交渉の内報に接したエッカードシュタイン (Eckartstein) は、これを以て英國の獨逸に対する信頼の表現であるとして非常に感謝した。更に、獨逸政府は日英同盟の正式成立が発表されるや、これをよろこび次のような挨拶を日本政府に送っている。

獨逸政府は、日英協約を以て極東の平和を維持し、且之を鞏固ならしむるに最も重要な機構と認む。清韓兩國における獨逸の利害關係は或程度に止るを以て、獨逸は好意的局外中立を守る積りなり。

駐露公使栗野慎一郎は日英同盟條約が発表されると、直ちに一九〇二年二月十三日を以てラムズドルフ外相と会見し、條約の写を手交した。ラムズドルフはこれを見て、中に「戦端」或は「交戦」等の文字があるのを指摘して「極東における戦争などは想像も及ばぬ」と批評したが(事實はこれに反し、二年後には日露戦争が起っている)。

とにかく日本が極めて迅速に通知し且つ率直に説明したことをよろこび、日本に対して反感を抱くようなことはなかった。むしろ、日英同盟条約の締結は英国の支持に基くものと解釈し、後に日露戦争が起った時にも、英米が日本をして戦いを開かしたものと考え、深く日本を恨むようなことはなかったといわれる。三月二十日の露仏共同宣言においても

兩國政府は、日英同盟の趣旨は極東の平和を維持し清韓兩國の領土を保全するに在るを以て、露佛兩國の政策とその目的を同うするが故に、該同盟の成立を見て満足の意を表す

として同盟の成立を祝福している。ただ、その後段においては

若し露佛以外の第三國にして清國に對し侵略的行動を取敢えてし、若くは清國に新たに内亂が發生し、その保全及び自由發達を危地に陥らしめ、ために露佛兩國の利益が脅威を受くる虞れあるときは、兩國は相提携してその利益を擁護すべき方法を講ずべきことを留保する

と声明した。これは今後日本が英国の支持を得て、清

國に侵略行動を起すような場合を予想し、対日警告の意味を含めたものであるとせられる。

七 日英同盟の意義

日英同盟は、当時世界の一等國と仰がれた英國と東洋の一小國たる日本とが平等の立場において結ばれた最初の条約として意義頗る大きい。日本の極東における國際的地位は歐洲における最強國の保障するところとなり、これによって日本は当年最大の死活問題であった朝鮮における權益を強化し、露國の南下に對する防禦の自信を深めたのみならず、この時既に二年後における日露戦争の勝因を固めたものといわなければならない。殊に、日本が未だ条約改正の業を完全に終らざるに先立ち、突如として大國との同盟条約を発表したことは、列國の大きな驚きとしたところである。かくの如く日清戦役に次いで日本の國際的發展に劃期的役割を演じた日英同盟の成立に与つて力のあつた桂首相、小村外相、林公使の功績もまた没すべからざるものがある。

日英同盟は最初、露國を対象として生れたが、露國が日露戦争に破れてからは、國際情勢の変化に伴い、一九

○五年及び一九一一年の二回に亘って改訂された。その目標とする国家も露国から独逸へと変転し、第一回の日英同盟成立後十二年にして、独逸の極東における権益は日英の協力によって覆された。かくして極東における勢力均衡の礎石たる役割を果した日英同盟は、一九二二年の華府会議において廢棄の運命に立至っている。若し、第一回日英同盟成立の当初、独逸が自ら加入を申込み、その成立経過から見ても、日英兩國もこれを拒まなかつたであらうし、日英独三国同盟の実現は容易に想像し得るところであり、それなれば極東全世界の國際情勢は全く別箇の途を辿つたであらうと考へられる。とにかく、これ等爾後の發展については、更に機会を得て論ずることとした。

参考文献

- British Documents on the Origins of the War, 1898—1914, ed. by G. P. Gooch and Harold Temperley, vol. I, II.
 Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette, 1871—1914, Berlin, vol. XVI, XVII.
 Lord Newton, Lord Lansdowne, London, 1929.

- Andrew M. Pooley, Secret Memoirs of Count Hayashi, London, 1915.
 The Memoirs of Count Witte, translated from the original Russian by Sbraham Yarmolinsky, N. Y., 1921.
 Freiherr von Eckardstein, Lebenserinnerungen und Politische Denkwürdigkeiten, 3 Bände, Leipzig, 1919.
 Alexander Iwolsky, Recollections of a Foreign Minister, N. Y., 1921.
 Chang, Chung-Fu, The Anglo-Japanese Alliance, Baltimore, 1931.
 Alfred L. P. Dennis, The Anglo-Japanese Alliance, Berkeley, California, 1923.
 G. Zay Wood, China, the United States and the Anglo-Japanese Alliance, N. Y., 1921.
 Gregory Trubetzkoi, Russland als Grossmacht, Stuttgart, 1913.
 Paul Minnath, Das Englisch-Japanische Bündnis von 1902, Stuttgart, 1933.
 Charles N. Spinks, The Background of the Anglo-Japanese Alliance, Pacific Historical Review, VIII, September, 1939.
 J. M. Weniger, Die historischen Hintergründe des englisch-japanischen Bündnisses von 1902, Halle.

1943. (A dissertation)

William L. Langer, *The Diplomacy of Imperialism, 1890—1902*, Second Edition, N. Y., 1951. (Chapter XXIII)

『世外井上公傳』第五卷、昭和九年

『公爵桂太郎傳』徳富猪一郎編述、乾卷、大正六年

『侯爵山縣有朋傳』上、中、下、昭和八年

『加藤高明』伊藤正徳編、上、下、昭和四年

『伊藤博文傳』上、中、下、昭和十五年

『伊藤博文秘録』続、伊藤博邦監修、平塚篤編

石井菊次郎、『外交餘録』、昭和五年

島田三郎、『日本と露西亞』、明治三十三年

信夫淳平、『明治秘話、二大外交の真相』(日英同盟と日露
戰役)、昭和三年

立作太郎、『日英同盟締結に關するヨーロッパ外交』(立博
士外交史論文集)、昭和二十一年)

立作太郎、『日英同盟及び日露戰役とエドワード七世』、『國
際法外交雜誌』、二十七卷、二、三、四號(昭和三年二
月、三月、四月)

鹿島守之助、『帝國外交の基本政策』、昭和十三年
鹿島守之助、『三國協商』、『國際法外交雜誌』、三十一卷、五
號(昭和七年五月)

張忠絨、『英日同盟』、上海、一九三一年

(東京大学名誉教授・一橋大学講師)